

## マレーシア大学留学プログラム

### ■ 対象

日本または海外の高校を卒業済又は卒業予定の学生

### ■ ICCの提携大学

<国立大学> マラヤ大学

<私立大学> サンウェイ大学、モナシュ大学、インティ大学、テイラーズ大学、ヘルプ大学、APU大学  
ウーロンゴン大学マレーシア校KDUキャンパス、ヘリオットワット大学、ノッティンガム大学

注) 入学手続は上記の大学のクアラルンプール近郊のキャンパスのみとなります。

### ■ 申込時に必要な書類

- 「マレーシア大学留学プログラム」申込書
- 英文と日本語による、高校3年間の成績証明書（または最新の成績証明書）と卒業証明書  
※申込時高校生の方は、申込時点で提出できる最新の成績をご提出ください。
- IELTS または TOEFL の公式スコア票 ※未取得の場合は後日ご提出ください。

### ■ プログラム参加費用

495,000 円

(内訳)：国内取引 165,000 円 (うち消費税額等 15,000 円)

国外取引 330,000 円

#### 【振込先口座】

金融機関名：三井住友銀行 (0009) 支店名：目黒支店 (694)

種 別：普通預金 口座番号：7395600

名 義：株式会社ICCコンサルタンツ [カ) アイシーシーコンサルタンツ]

#### 含まれるサポート

##### 大学入学手続き準備

- ・ 出願校選択における個別指導
- ・ 現地大学スタッフとのスカイプ面談の設定および通訳 (ご希望に応じて)
- ・ 希望大学への事前合否打診

##### 出願

- ・ 出願前オリエンテーションの実施：出願書類・ビザ申請の案内等
- ・ 出願手続き
- ・ 滞在先手配
- ・ 出願料・学費・滞在費等の必要経費の支払代行

##### 渡航手続き

- ・ 学生ビザ申請手続きのアドバイス、申請代行
- ・ 航空券手配取り次ぎ
- ・ 留学生傷害保険の手配
- ・ 出発前準備講座、およびオリエンテーション
- ・ 個別英語レッスン(英語力や講師のスケジュールにより 30分 × 4回または 60分 × 2回)
- ・ 到着時セットアップサポート
- ・ 留学先における生活相談
- ・ 到着後3ヶ月目まで月次面談実施とご家族への報告 (計3回)
- ・ 緊急時サポート (事件・事故・災害等緊急時における相談・保護、病気・怪我等の緊急時、貴重品等の盗難・紛失時・保険手続のアドバイスなど)
- ・ アカデミックサポート  
学習相談/進路相談/編入相談/アカデミックセミナー (エッセイの書き方・プレゼンテーションの方法) の開催など)
- ・ ビザ・パスポート更新についてのアドバイス
- ・ キャリアサポート (ビジネスセミナー/就活セミナー/就活に関する相談/企業・団体見学ツアー開催)

**含まれない費用**

- ・航空券代
- ・留学生傷害保険料
- ・学生ビザ申請費用
- ・学校関連費用：出願料、授業料、課外活動費、教材費、滞在費、滞在先の手配費、など
- ・その他生活費：上記費用に含まれない、交通費、通信費、食費、小遣い等の個人的費用

**■ プログラムの内容**
**お申込から留学まで**
**STEP① 留学カウンセリング\*無料**

まずはICCオフィスで無料カウンセリング（留学個別相談）を受けましょう。  
 現地大学の専攻や入学の基準、英語レベル、費用など留学についてご説明します。

**STEP② 参加申込**

参加申込には、以下の2つが必要です。

- 1) 「マレーシア大学留学プログラム」申込書に必要事項を記入、捺印の上、提出。
- 2) 「マレーシア大学留学プログラム参加申込証拠金」110,000円を指定口座に入金

\*参加申込に際し、「マレーシア大学留学プログラム契約書」をご確認下さい。

\*参加申込証拠金の110,000円はマレーシア大学留学プログラム参加費用495,000円の一部に充当されます。

**STEP③ 大学入学手続き準備**

マレーシア大学留学に向け、以下の手続きを始めます。

- 1) 出願校選択における個別指導：大学ならびに学部選択のための情報提供・アドバイス、留学目標設定、学習アドバイス、留学計画作成
- 2) 希望大学への事前合否打診：出願に向け志望大学への合否判定を依頼します。合否打診は複数校可能ですが、希望専攻やその他条件と照らし合わせ、最適な留学先を決めるためのステップです。

\*申込時点で提出できる最新の英文の成績表が必要です。

**STEP④ 出願**

STEP③で合否判定が出たら、**プログラム参加費用残金(385,000円)**をお支払いいただき、大学への出願手続きに進みます。

- 1) 出願前オリエンテーション：出願の準備・ビザの申請等、今後の流れについてご説明します。
- 2) 出願書類の用意：必要となる書類、作成についてアドバイス、確認を行います。
- 3) ビザ申請書類の用意：大学への出願と合わせて、ビザ申請に必要な書類を大学に提出します。
- 4) 大学入学に必要な付属英語コース、ファウンデーション、ディプロマコースへの書類も提出します。
- 5) 出願：ICCが代行して出願手続き、出願費用・ビザ申請に必要な費用の支払い手続きを行います。

**STEP⑤ 留学先決定**

出願先から合格通知（入学許可書およびビザ発行許可書）が届きます。

**STEP⑥ 渡航手続き**

入学許可書・ビザ発行許可証を受理

- 1) 入学先大学への授業料、滞在費の支払い \*ICCが支払い手続きを代行いたします。
- 2) 留学保険加入手続き・航空券手配、アドバイス等を行います。
- 3) マレーシア大使館にて「シングルエントリービザ(JSEV)」の取得手続きのご案内（遠方の方はICCによる代理手続きを致します）

**STEP⑦ 留学準備・出発前オリエンテーション**

- ※ 個別英語レッスン：ネイティブ英語講師によるオンライン英語レッスン \*（英語力や講師のスケジュールにより 30分×4回または60分×2回）
- ※ マレーシア大学留学準備講座：  
 生活、治安、宗教など日本と異なる環境、学生生活の過ごし方、学習方法、渡航前の準備等アドバイス  
 留学の目的と目標と一緒に確認をしていくことによってより充実した留学を目指します。
- ※ 出発前オリエンテーション  
 出発前に留学先での心構え、滞在先や大学での注意事項、持ち物などを最終確認します。  
 できる限り保護者の方のご同席をお願いしております。

**STEP⑧ ご出発**

お申込み後サポートの提供を開始、現地到着後1年間

## 留学開始後

留学開始後、現地到着から1年間「ICC 現地サポート」にて皆さんの留学生在活が円滑に送れる様、アドバイス、サポートいたします。

※ 現地サポートはプログラム参加費用に含まれています。

## 留学中のサポート（12ヶ月）

- 1) 日本による到着後オリエンテーション
- 2) 到着直後のセットアップサポート(銀行口座開設、現地健康診断の受診アドバイス、到着時の生活セットアップサポート)
- 3) 到着後3ヶ月目まで月次面談実施とご家族への報告(計3回)
- 4) 留学先における生活相談
- 5) 緊急時サポート(事件・事故・災害等緊急時における相談・保護、病気・怪我等の緊急時サポート、貴重品等の盗難・紛失時のサポート・保険手続のアドバイスなど)
- 6) アカデミックサポート(学習相談/進路相談/編入相談/アカデミックセミナー(エッセイの書き方・プレゼンテーションの方法など)学習に関するアドバイス・進路相談・アカデミックセミナーの開催学習に関するアドバイス・進路相談・アカデミックセミナーの開催)
- 7) ビザ・パスポート更新についてのアドバイス
- 8) キャリアサポート(ビジネスセミナー/就活セミナー/就活に関する相談)

## ■追加サポート

### マレーシア大学事前現地訪問手配

1日 51,000円(税込)\*

2日 75,000円(税込)\*

\*国内取引分10,000円に対して消費税10%を含みます。

事前に現地の大学及び周辺環境の見学を希望する方へ学校訪問の調整を致します。

見学は現地アドバイザーが同伴致します。なお、渡航費、滞在費、移動費は個人にてご負担頂きます。

※ 別途、申込書がございますので、ご希望の場合はお申し出下さい。

### 生活基盤オブショナル

4ヶ月目以降も月次面談及び保護者向けの面談報告を行います。

200,000円\*\*

\*\*・・・国外取引につき非課税です。

## ■サポートの継続

現地到着2年目以降も、サポートを継続することが可能です。

2年目以降は、よりアカデミックサポート、就職活動のサポートに重点を置いた内容、最終学年は就職活動に関するサポートが中心となります。

1. 生活基盤サポート：隔月で定期面談を行い、保護者の方への報告を行います。また、生活や学習に(300,000円\*\*) についての相談、緊急時のサポートを必要に応じて行います。
2. 学習・キャリアサポート：2年目以降の学生に向け、アカデミックサポート・キャリアサポートを(200,000円\*\*) 行います。緊急時のサポートを含みます。
3. 就活サポート：最終学年の学生を対象に就職活動に必要なサポートを行います。サポートには、専門(250,000円\*\*) のキャリアコンサルタントによる個別指導も含みます。

\*\*・・・国外取引につき非課税です。

※ 詳細についてはお問い合わせ下さい。

## マレーシア大学留学プログラム契約条項

株式会社 ICC コンサルタンツ（以下「甲」といいます）が主催する「マレーシア大学留学プログラム」（以下「本プログラム」といいます）について、甲と留学参加者（以下「乙」といいます）は、乙の保護者等法定代理人の同意を得て次の通り契約（以下「本契約」といいます）を締結します。

### 第1条 [本プログラムの目的]

本プログラムは、マレーシア（以下「留学国」といいます）における甲の提携大学（以下「留学先」といいます）を紹介し、留学に必要な諸手続を乙に代わって手配し、留学期間中の現地アドバイザーを通じて乙の留学生生活を要所でサポートするなどのサービスを提供し、乙の留学生活の便宜を図ることを目的とするものです。

### 第2条 [甲の行うサポートの内容]

甲が乙に対し、提供するサポートは以下の通りです。

- (1) 大学入学手続…（本契約第3条参照）
- (2) ビザ申請手続等の渡航手続き
  - ・学生ビザ申請必要書類の手配
  - ・学生ビザ申請手続の代行
  - ・航空券等の手配取次ぎ
  - ・留学生傷害保険の手配
  - ・シングルエントリービザ取得手続きのアドバイス、代行
- (3) 出発前準備講座、オリエンテーション及び個別英語レッスン（\*）
- (4) 現地アドバイザーによる現地でのサポート…（本契約第6条参照）
- (5) アカデミックサポート
  - ・学習相談
  - ・進路相談
  - ・編入相談
  - ・アカデミックセミナー（エッセイの書き方、プレゼンテーションの方法など）の開催
- (6) キャリアサポート
  - ・ビジネス/就活セミナー
  - ・企業/団体見学ツアー
  - ・就職活動に関する相談
- (7) 追加（オプション）サポート  
乙は甲に対し、追加サポートの対面として、下記に定めるサポートの費用を支払います。  
生活基盤サポート（4ヶ月目以降の月次面談を含むサポート） 300,000円

### 第3条 [大学入学手続]

本契約第2条 [甲の行なうサポートの内容] (1) に定める「大学入学手続」の内容は以下の通りです。

- (1) 出願校選択における個別指導  
乙の希望、留学の目的・目標、学力、予算等の条件をもとに、甲は乙と相談のうえ、乙に適した大学を紹介します。
- (2) 事前合否打診及び入学手続  
甲は、前項により乙が希望した大学へ合否打診を行います。
- (3) 前項(2)項で合格が出た大学1校に対し、甲は出願のための書類の案内、出願手続き、必要に応じて入学交

渉、及び進学希望大学へ滞在先確保の依頼を行いません。万が一、乙の第一希望の大学が定員枠等の問題により入学が不許可となった場合は、第二または第三希望の大学への入学申請手続を行いません。

また、大学入学に向けて必要な場合、付属英語コース、ファウンデーションコース、ディプロマコースへの出願手続きも含まれます。

(4) 出願料・学費・滞在費等の必要経費の支払い代行  
甲は、前項により入学許可された大学への出願料・学費・滞在費等の必要経費の支払い手続きを代行します。乙は甲に対して、指定の期日までに指定の銀行口座に振り込むものとします。留学費用等は受け入れ先が期日を定めている場合や、制度上必要な場合を除き、出発予定日から起算して90日以上前にお支払いいただくことはありません。指定の期日までに入金されない場合、留学手続きを停止したり希望の出発日までに留学手続きが完了できなくなる場合があります。請求及び支払い方法は、本契約第10条に定める通りとします。

### 第4条 [ビザ申請手続き等の渡航手続き]

本契約第2条 [甲の行うサポートの内容] (2) に定める「ビザ申請手続き等の渡航手続き」の内容は以下の通りです。

- (1) ビザ申請に必要な書類の案内、確認を行います。
- (2) 必要に応じて、ビザ申請手続きの代行をします。
- (3) 乙の求めに応じ、留学先に渡航するために必要な航空券手配取次ぎを行います。また、留学先が提供する空港送迎サービスを手配します。\*留学先が空港送迎サービスを実施していない場合は、乙自らが空港から滞在先まで移動する必要があり、甲は移動方法等についてアドバイスします。

### 第5条 [出発前準備講座、オリエンテーション及び個別英語レッスン]

本契約第2条 [甲の行うサポートの内容] (3) に定める「出発前準備講座、オリエンテーション及び個別英語レッスン」の内容は以下の通りです。

- (1) 「出発前準備講座」では、留学先の国の社会、文化、宗教、慣習とマナーなどの注意点について情報提供及びアドバイスをを行います。
- (2) 「オリエンテーション」では、渡航に当たり必要な準備や現地での生活上の注意点、心構えなどの情報を提供します。
- (3) 「個別英語レッスン」ではネイティブ英語講師によるオンライン英語レッスン（英語力や講師のスケジュールにより30分×4回または60分×2回）を乙のスケジュールを調整した上で実施します。実施日決定後の日時変更は実施日の3営業日前以降はできません。またキャンセルの場合のご返金はありません。

### 第6条 [甲現地アドバイザーによる現地でのサポートの内容]

本契約第2条 [甲の行うサポートの内容] (4) に定める「現地アドバイザーによる現地でのサポート」の内容は以下の通りです。

- (1) 到着時のサポート

・留学先・滞在先のルール等の確認等を含む日本語による到着後オリエンテーション

・現地銀行口座の開設  
 ・携帯電話の契約、SIMカード・日用品購入等のサポート  
 (2) 留学先(大学)に関するサポート  
 ・必要に応じてなされる留学先との連絡・交渉  
 ・編入や転校、履修科目登録など学習全般に関するアドバイス  
 ・授業料、滞在費用の請求書に関する確認方法および支払い方法等のアドバイス

(3) 滞在先に関するサポート  
 ・乙の滞在先に関する生活上のアドバイス  
 ・学校、該当機関に対しての滞在先環境等の改善等申し入れ、アドバイス

※甲は留学開始後に最初に滞在先の滞在先への手続きのみを行うものとし、滞在先を留学先が指定する寮以外に変更する場合には、乙の責任のもと変更することとなります。

(4) 留学中の乙に関するサポート  
 ・生活に関するアドバイス(ホームシック対策含む)  
 ・乙の求めに応じてパスポート及びビザ更新のアドバイス  
 (5) 緊急時のサポート  
 ・緊急時サポート(事件・事故・災害等緊急時における相談・保護、病気・怪我等の緊急時サポート、貴重品等の盗難・紛失時のサポート・保険手続のアドバイスなど)

(6) ご両親等の保護者に対するサービス  
 ・緊急時のご両親等ご家族からの乙へのメッセージ伝達  
 ・緊急時におけるご家族と日本への連絡及び状況報告

#### 第7条 [参加費用]

乙は、甲に対し甲が提供する第2条、第3条、第4条、第5条及び第6条の所定のサポートに対する対価として、次に定める本プログラム参加費用を支払います。  
 495,000円(国内取引165,000円に対しての消費税10%含む)

#### 第8条 [参加費用に含まれない経費]

次の費用をはじめとする本プログラムのサポート範囲外の費用は参加費用に含まれません。この費用に関しては、乙が別途支払う必要があります。

- ・日本の自宅～留学先間の航空運賃を含む交通費
- ・留学生義務保険料
- ・海外旅行傷害保険料(留学生保険)
- ・学生ビザ申請費用ならび申請に係る諸経費
- ・入学金、授業料、課外活動費、教材費、滞在費、滞在先の手配費、等の学校関連費用
- ・語学教育機関や家庭教師等が必要な場合の研修関連費
- ・習い事に必要な費用
- ・通学のための交通費
- ・日用品代
- ・乙の緊急時に甲が出捐した交通費、宿泊費、電話代、その他実費
- ・その他、通信代、お小遣い等を含めた個人的な費用
- ・甲への支払いに際しての振込手数料  
 (銀行他金融機関の定める振込手数料は乙の負担とさせていただきます。)

・上記のほか、第2条、第3条、第4条、第5条及び第6条に記載された各サポート以外については、乙と甲が協議した上で決定した費用を、乙が負担するものとします。

#### 第9条 [留学費用等の支払い]

(1) 乙は、出願料・学費・滞在費等の現地必要経費などを指定された期日までに指定の銀行口座に振り込むものとします。留学費用等は受け入れ先が期日を定めている場合や、制度上必要な場合を除き、出発予定日から起算して90日以上前にお支払いいただくことはありません。指定の期日までに入金されない場合、留学手続を停止したり、希望の出発日までに留学手続が完了出来なくなる場合があります。

(2) 学費・滞在費等の現地必要経費は何の予告もなく変更されます。変更になった場合、乙は甲に対し指定の方法で、必要な差額を支払うものとします。

(3) 学費・滞在費等の現地必要経費の乙から甲への支払いは円貨とします。適用する為替レートは、請求日当日の三井住友銀行のTTS送金レートに一律3円加算した円貨を適用するものとします。

※請求日は、支払い代金を乙が甲に依頼した翌営業日後の日付とします。

#### 第10条 [契約の成立]

乙の本プログラムへの参加には、甲の定める参加条件に適合する必要があります。その後、乙が甲指定の参加申込書に所定事項を記入し、両親等の法定代理人の同意を得たうえで、申込証拠金を添え参加申込書を甲に対して提出し、甲においてこれを受け付けた時点で本契約は成立します。契約締結日は、甲が乙の支払った参加申込証拠金を受領した時点とします。なお、申込証拠金は、本契約が成立した時点で本契約第7条[参加費用]に定める参加費用の一部に充当します。

#### 第11条 [参加条件等]

乙から甲に対する申込みがなされた場合においても、以下の各場合、甲は契約申込みを受け付けないことがあります。

- (1) 乙の申込みが、各大学の定める参加条件に適合しない場合
- (2) 乙が甲の定めた「留学に関する適性」を欠くとみなされる場合
- (3) 乙が未成年である場合に親などの法定代理人の同意がないとき
- (4) 乙の希望を受け入れられないと甲が判断したとき
- (5) 乙の過去の既往症や現在の心身の健康状態から見て、留学が不適切であると甲が判断したとき
- (6) その他甲の業務上やむを得ない事情がある場合

#### 第12条 [留学先の条件変更]

乙が入学手配を申し込んだ留学先大学及び語学教育機関は、出願後は、原則として変更することができません。

#### 第13条 [解約と返金]

(1) 乙が乙の事情で本契約を解除した場合、乙は甲に対し、次の区分に従って解約料を支払うものとします。但し、解約日が②及び③のいずれにも該当する場合には③が適用さ

れるものとします。

① 契約締結日から起算して8日目までになされた解約 … 解約料なし

② 契約締結日を基準とする解約料

イ) 契約締結日から起算して9日目以降30日目までになされた解約

…申込金の30%

ロ) 契約締結日から起算して31日目以降60日目までになされた解約

…申込金の50%

ハ) 契約締結日から起算して61日目以降になされた解約

…申込金の70%

ニ) 合格判定結果通知後、出願調整開始まで

…申込金の100%

③ 留学及び渡航手続き開始日及び現地到着日を基準とする解約料

イ) 留学及び渡航手続き開始日から30日目までになされた解約

…プログラム参加費用の50%

ロ) 留学及び渡航手続き開始日から起算して31日目以降60日目までになされた解約

…プログラム参加費用の60%

ハ) 留学及び渡航手続き開始日から起算して61日目以降出発前日までになされた解約

…プログラム参加費用の70%

ニ) 出発日以降現地到着後90日目までになされた解約

…プログラム参加費用の70%

ホ) 現地到着後91日目以降現地到着後180日目までになされた解約

…プログラム参加費用の80%

ヘ) 現地到着後181日目以降現地到着後270日目までになされた解約

…プログラム参加費用の90%

ト) 現地到着後271日目以降になされた解約

…プログラム参加費用相当額 (返金はありません)

(2) (1) により本契約が解約された場合、甲は乙から既に受領した本参加費用から解約料を差し引いた金額を、乙に払い戻します。

なお、学費、滞在費等の費用の払い戻しについては当該機関の定めによります。乙が別途手配した航空券等運輸機関及び海外傷害保険(留学生保険)の手配に関する解約料及び払戻金額についても当該機関の定めによります。

\*返金に際しての振込手数料については乙の負担とさせていただきます。よって、甲は上記解約料と振込手数料を差し引いた金額を乙に返金する事となります。

#### 第14条 [契約内容の変更]

甲は、以下の場合、本契約の内容を変更することができます。この場合、甲から乙に対して、本参加費用の返還はしません。

(1) 乙が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ日本国の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙の本プログラムへの参加が不相当であると認めた場合

(2) 乙が留学国の公序良俗に反する行為をはじめ留学国の法律その他の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙の本プログラムへの参加が不相当であると認めた場合

(3) 甲または現地アドバイザーの病気、休暇等の事情により代理アドバイザーを臨時に手配する必要がある場合

(4) 甲の判断によるやむを得ない事情により、乙の教育機関等の留学先及び現地アドバイザーを変更する必要がある場合(本契約第12条 [留学先の条件変更] 参照)

(5) 書面による乙から契約内容の変更の申し出があった場合

(6) その他やむを得ない事情により契約内容変更の必要が生じた場合

#### 第15条 [契約の解除]

以下の場合、甲は直ちに本契約を解除することができます。

(1) 乙が留学先からの放校/退学処分、その他の理由により在学資格が失われた場合

(2) 乙または保護者等の法定代理人が甲に対して申告した事実と虚偽または、既往症の未申告などの重大な遺漏があった場合

(3) 乙の事情により、乙が本プログラムの参加を取り止めた場合

(4) 乙がマレーシア政府あるいは学校指定の留学生義務保険及び任意の海外旅行傷害保険(留学生保険)に加入せずに渡航、または解約した場合

(5) 甲の判断により乙の留学継続が乙の健康上の理由により困難であると判断した場合

(6) 乙が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ日本国の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙の本プログラム参加が不相当であると認めた場合

(7) 乙が留学国の公序良俗に反する行為をはじめ留学国の法律その他の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙の本プログラム参加が不相当であると認めた場合

(8) 乙が車、単車その他の免許を必要とする乗り物の運転/運行をした場合、または現地で運転免許を取得した場合

(9) 乙が麻薬、覚醒剤、毒物を所持または使用等した場合

(10) 乙が甲または現地アドバイザーに対して暴力、セクシャルハラスメントその他のハラスメント(嫌がらせ)等を行った場合

(11) 乙が甲に対し、所定の期日までに参加費用全額の支払を完了しなかった場合

※以上の解除事項に該当する場合、支払われた参加費用及び所要実費は、プログラムの進捗状況に応じ、返金されない場合があります。甲が要した費用及び損害が、甲の乙に対する返金額を上回る場合には、甲は乙に対してその差額を請求することができます。この場合の振込費用は乙の負担とします。

#### 第16条 [責任範囲]

甲は、本契約に明記された義務を甲の故意または過失に基づき履行せず、直接乙に損害を与えた場合にのみこれを賠償す

る責任を負担します。

#### 第17条 [免責事項]

甲は次の各損害及び責任については、乙に対し、何ら義務を負いません。

(1) 運輸機関の遅延、ハイジャック、テロ行為、盗難等による乙の損害

(2) 天変地異、政変、動乱、ストライキ、テロ行為等の不可抗力によって発生した乙の損害

(3) 教育機関等の留学先及びホームステイ先における、盗難・事故・係争・不利益など乙が留学国滞在中または渡航中に受けた損害

(4) 乙の留学国渡航中、滞在中、及び留学国での旅行中に発生した交通事故を含む事故、怪我、病気等に対する責任

(5) 乙による麻薬、覚醒剤、その他の薬物の使用、所持または飲酒、喫煙及びこれに関連して起こった全ての損害と責任

(6) 為替、物価の変動等による学費や滞在費等の改定による乙の出捐

(7) 教育機関等の留学先から乙が停学/放校/退学等の処分を受けた場合の責任

(8) 教育機関等の留学先から乙が放校/退学等の処分を受けた場合の学費、滞在費等の残金返金等の責任

(9) 乙の意思により留学を取り止めた場合の、本契約第13条に定める範囲を超える、留学費用の返金の責任

(10) 乙の異性と交友に起因して乙に生じた損害についての責任

(11) 乙の学業成績や資格試験の結果の不良についての責任

(12) 乙に起因する理由で入国を拒否された場合、または留学国の入国管理局等の当該機関による学生査証(ビザ)の発給が遅延・拒否されたことによって、留学国への入国が遅延または不可能になった場合の責任

(13) 乙の査証の取得(延長、更新含む)が不許可になった場合の責任

(14) 甲が乙のために行う渡航前の現地留學生活に関するオリエンテーションに参加しなかったために発生した乙の損害

(15) 乙が正当な理由なく、甲または現地アドバイザーによるオリエンテーション等の事前ガイダンスを受領せず、甲または現地アドバイザーが本システムのサービスを提供するのに困難な事情がある場合の責任

(16) 乙が、留学国滞在のための海外旅行傷害保険(留學生保険)に加入しなかった場合の、現地における事故、病気時の補償

(17) 乙の留学国の法令・風俗・道徳及び研修先の教育機関の規則等の無知により乙が受けた損害等についての賠償責任

(18) 現地アドバイザーが、甲の業務の範囲外の行為により乙に損害を与えた場合の責任

(19) 留学先の授業内容に変更や履修科目に変更があった場合の責任

(20) 甲の日本側の担当者を窓口とせず、直接乙の両親・家族等と現地アドバイザーとの間でなされた交渉に基づく損害

※以上の免責事項に該当する場合、支払われた参加費用及び所要実費は、プログラムの進捗状況に応じ、返金されない場

合があります。甲が要した費用及び損害が、甲の乙に対する返金額を上回る場合には、甲は乙に対してその差額を請求することができます。この場合の振込費用は乙の負担とします。

#### 第18条 [連絡の方法]

本プログラムでは、乙へのサポートをよりスムーズに行なうため、乙の法定代理人は、日常の連絡を甲の日本側の担当者に行なうものとします。甲からの指定がない限りは、乙のご両親等の法定代理人は、直接甲の現地アドバイザーに連絡をしないものとします。但し、事故、怪我等の緊急時は除きます。

#### 第19条 [現地アドバイザー業務の代行・補助]

現地アドバイザーが病気や休暇等の理由により、アドバイザー業務を行えない場合、事前に告知されていない予定の変更、病気事故等緊急事態などでアドバイザーがただちに対応できない場合、甲は乙に対して臨時にアドバイザー業務を代行しまたは補助する者を手配します。

#### 第20条 [研修成果の不担保]

本プログラムは甲が乙に、乙の留學生活をサポートするサービスを提供することを目的としています。従って、語学及び学力の向上などの留學先での研修成果や、留學後の進路の保証、ホームステイ等の滞在先に対しての満足、その他留學による心理的満足を保証するものではありません。

#### 第21条 [有効期間]

本契約の終了時点は、乙が現地に到着した日(当日を含む)から1年間経過した時とし、乙がさらに甲によるサポートの延長継続を希望する場合は、前期間満了の日の1ヶ月前までに、更新契約を締結するものとします。但し、期間満了前に帰国する場合、あるいは、特段の意思表示が無い場合には、乙の帰国日をもって契約の終了日とします。

#### 第22条 [損害賠償義務]

乙が故意または過失により甲または第三者に対し損害を与えた場合は、乙は直ちに損害の賠償をしなければなりません。

#### 第23条 [準拠法令等]

本契約の解釈及び本契約に定めない事項については、日本国内の法令及び慣習によるものとします。

#### 第24条 [裁判管轄]

本契約及び本プログラムに関して生じた紛争の裁判管轄は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

#### 第25条 [約定の変更]

本契約は、事情により甲乙双方の合意のもと変更されることがあります。

#### 第26条 [発行期日]

本契約は、2020年2月1日以降に申し込まれる契約に適用されます。(以上、契約条項)

## 【個人情報の取り扱いについて】

株式会社 ICC コンサルタンツは、お客様の個人情報の取り扱いについて、下記の通り適切な取り扱いに努めます。

### (1) 個人情報を利用する目的

取得した個人情報の利用目的は、当社が提供するプログラム（以下、「本サポート」という）への参加手続及びそれに関連するご連絡、本サポートの実行及びそれに関連するサポート管理、お申込みされたご契約の履行（ご契約内容は、プログラム契約書を参照ください）、ご本人の同意またはご希望条件を満たす、受入れ先となる企業・学校・団体等への個人情報の提供、当社が提供する留学プログラムやセミナー、フェア等のご案内、当社または本サポートへのご質問、お問合せに対する回答のために利用し、それ以外の目的で利用することはありません。また、本サポートをお申込みされる方が未成年者（満20歳未満の方）の場合は、保護者の同意を頂いた上で、個人情報をご提供ください。ビザ申請手続代行時に、申請費用のお支払のためにクレジットカード決済が必要な場合があります。当社または当社が業務委託する機関が申請代行を行う場合、入国管理機関等が指定するビザ申請フォーム等にて決済処理をクレジットカードで行う場合があります。また、緊急時に発生する決済処理においてもクレジットカード情報をご提供いただく場合があります。なお、当社では最大1カ月間保管した後、適切に廃棄します。但し、ビザ申請状況により保管期間を延長する可能性があります。

### (2) 要配慮個人情報の取得、利用及び提供について

本サポートの参加手続及び渡航手配、本サービスの実行及びそれに関連するサポート管理のため、病歴・アレルギー・既往症等の健康に関する情報、旅券番号、宗教・文化的制約等の機微な個人情報の取得、ならびに当社が業務委託する旅行代理店、受入れ先となる企業・学校・団体等への提供、滞在先、現地サポート者等、外国にある第三者へ提供する可能性があります。

### (3) 個人情報の第三者提供について

取得した個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲において、外部委託することがあります。また、個人情報は次の通り、第三者提供します。①お申込みされたご契約の履行（ご契約内容は、各プログラムの契約事項を参照ください）のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先、語学スキル等をご本人の同意またはご希望条件を満たす、留学先またはインターンシップ先となる企業・学校・団体等に提供します。②お申込みされた留学プログラムの実施に必要な渡航及び宿泊手配のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先等を渡航及び宿泊手配を行う旅行代理店に第三者提供します。③お申込みされた留学プログラムの実施に必要なビザ取得または緊急時に発生する決済処理のため、電話、郵送またはインターネット経由で、カード番号、カード会社、カード有効期限、セキュリティコード、名義、電話番号等を当該入国管理機関等に第三者提供します。

### (4) 取得の任意性について

個人情報のご提出は任意ですが、個人情報を提供していただけない場合は上記の各利用目的に沿った取り扱いが適切に遂行できない場合があります。

### (5) 個人情報の開示等の請求について

当社に提供して頂いた個人情報は、利用目的の通知、個人情報の開示、訂正、項目の追加または削除、消去や利用停止、提供停止を求める権利があります。個人情報の開示等の請求を行う場合は、下記までご連絡ください。

### 【個人情報に関するお問い合わせ先】

株式会社 ICC コンサルタンツ

個人情報保護管理者：IT・コンプライアンス統括室 マネージャー

TEL：03-6434-1315 E-mail：[info@iceworld.co.jp](mailto:info@iceworld.co.jp)

受付時間 平日（祝祭日を除く）10:00～18:30



## &lt;マレーシア大学留学プログラム申込書&gt;

NAME (ローマ字)			性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
名前 (学生氏名)			国籍	
生年月日	西暦 年 月 日 (満: 才)	パスポート有効期限	_____年__月__日	
現住所 (本人住所)	〒 TEL : 携帯 : _____ email: _____			
保護者 緊急連絡先	住所 (現住所と違う場合のみ記入): 保護者氏名 : _____ 携帯 : _____ email : _____			
出身校 (最終学歴)	学校名 : _____ 住所 : (〒 _____ ) _____ 卒業年月 _____ 年 _____ 月卒業 (または見込み)			
英語能力 ※スコアをお持ちの 場合のみ記入	<input type="checkbox"/> TOEFL _____ 年__月取得 <input type="checkbox"/> IELTS _____ 年__月取得 <input type="checkbox"/> 英検 _____ 級 _____ 年__月取得	ICC レベルチェック ※受験済みの場合のみ	_____ 年 _____ 月受験	
希望専攻名	※未定の場合は記入不要		入学希望時期	_____ 年 _____ 月
希望進学先	※希望がある場合は大学名記入 ※複数の場合は第一希望から順に記入			
<p>「マレーシア大学留学プログラム契約条項」、及び「個人情報の取り扱いについて」をよく読み、その内容を理解した上で参加申し込みを行います。またこの申込書の内容に相違がないことを確認します。</p> <p>学生氏名 : _____ 記入日 : _____</p> <p>保護者氏名 : _____ 記入日 : _____</p> <p>保護者氏名 : _____ 記入日 : _____</p>				
備考欄 (ICC 使用)				

**【プログラム参加費用 振込先口座】**

金融機関名：三井住友銀行 (0009) 支店名：目黒支店 (694)

種 別：普通預金 口座番号：7395600

名 義：株式会社ICCコンサルタンツ [カ) アイシーシーコンサルタンツ]